

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第2節 申告納税方式による関税の確定	第2節 申告納税方式による関税の確定
(評価申告書の添付書類)	(評価申告書の添付書類)
7-10-1 (省略)	7-10 (同左)
(包括申告の添付書類の特例)	(新規)
7-10-2 特例輸入者又は認定通関業者が行う包括申告の添付書類については、次の要件の全てを満たす場合には、輸入者に対して、前記7-10-1の規定により添付すべき書類（以下この項において「添付書類」という。）を適切に管理することを求めた上で、添付の省略を認める。	
(1) 適用期間中の包括申告に係る全ての添付書類の内容について変更がない場合	
(2) 輸出入・港湾関連情報処理システムの「包括評価申告」業務を利用し、旧包括申告の受理番号を「旧包括評価申告受理番号」欄に、この項の規定により添付を省略しようとする旨を備考欄に、それぞれ入力して包括申告される場合	
(包括申告書の変更届)	(包括申告書の変更届)
7-13 令第4条第5項（令第4条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による包括申告書の記載事項の変更の届出は、次により行うものとする。	7-13 令第4条第5項（令第4条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による包括申告書の記載事項の変更の届出は、次により行うものとする。
(1) 変更の届出の方法	(1) 変更の届出の方法
次の場合、輸入者は「評価（包括）申告書記載事項の一部変更届」（C-5320）2部（原本、交付用）を提出する。	次の場合、輸入者は「評価（包括）申告書記載事項の一部変更届」（C-5320）2部（原本、交付用）を提出する。
イ (省略)	イ (同左)
ロ 包括申告書に添付して提出した書類（例えば、価格表。 <u>前記7-10-2の規定により添付を省略した書類を含む。</u> ）の内容に変更が生じ、かつ、当該包括申告書の記載事項に変更のない場合（上記イの場合を除く。）	ロ 包括申告書に添付して提出した書類（例えば、価格表）の内容に変更が生じ、かつ、当該包括申告書の記載事項に変更のない場合（上記イの場合を除く。）
上記イ又はロ以外の場合には、変更後の内容に基づき、「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書I」（C-5300）又は「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書II」（C-5310）2部をあて先税関へ提出するも	上記イ又はロ以外の場合には、変更後の内容に基づき、「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書I」（C-5300）又は「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書II」（C-5310）2部をあて先税関へ提出するも

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別・包括) 申告書Ⅱ」(C-5310) 2部をあて先税関へ提出するものとする。</p> <p>なお、関係税関のみの変更があったときは、当該変更の届出は要しないものとする。</p> <p>(2) 変更届の添付書類</p> <p>変更届の添付書類は、前記<u>7-10-1</u>及び<u>7-10-2</u>に準ずる。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(包括申告書のあて先税関を変更する場合の取扱い)</p> <p>7-14 令第4条第3項に規定する包括申告書を提出していたが、当該包括申告書を提出した税関での輸入がなくなり、他の税関で継続輸入されることとなった場合その他これに準ずる場合において、輸入者が当該包括申告書のあて先税関を他の税関に変更することを希望するときは、当該包括申告書を後記7-15により撤回を求めた上、当該他の税関に対し新たに包括申告書を提出するよう求める。</p> <p>なお、当初の包括申告書を受理した税関は、その撤回後遅滞なく当該包括申告書その他の関係書類のそれぞれの写しを変更後のあて先税関に送付する。</p> <p>(特例輸入者に対する特例申告に係る担保提供命令)</p> <p>7の8-1 特例輸入担当部門は、特例輸入者の決算時（四半期決算を行っている者については、当該四半期決算を含む。）に財務諸表等の提出を求め、特例輸入者の財務状況を確認することとし、その結果、法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずることが適當とされた場合は、次により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 特例輸入者が上記(1)に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保</p>	<p>のとする。</p> <p>なお、関係税関のみの変更があったときは、当該変更の届出は要しないものとする。</p> <p>(2) 変更届の添付書類</p> <p>変更届の添付書類は、前記<u>7-10</u>に準ずる。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(包括申告書のあて先税関を変更する場合の取扱い)</p> <p>7-14 令第4条第3項に規定する包括申告書（以下この項、後記7-16（評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い）及び7-21（個別評価申告書の事前審査の手続等）において「包括申告書」という。）を提出していたが、当該包括申告書を提出した税関での輸入がなくなり、他の税関で継続輸入されることとなった場合その他これに準ずる場合において、輸入者が当該包括申告書のあて先税関を他の税関に変更することを希望するときは、当該包括申告書を後記7-15《包括申告書の撤回》により撤回を求めた上、当該他の税関に対し新たに包括申告書を提出するよう求める。</p> <p>なお、当初の包括申告書を受理した税関は、その撤回後遅滞なく当該包括申告書その他の関係書類のそれぞれの写しを変更後のあて先税関に送付する。</p> <p>(特例輸入者に対する特例申告に係る担保提供命令)</p> <p>7の8-1 特例輸入担当部門は、特例輸入者の決算時（四半期決算を行っている者については、当該四半期決算を含む。）に財務諸表等の提出を求め、特例輸入者の財務状況を確認することとし、その結果、法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずることが適當とされた場合は、次により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 特例輸入者が上記(1)に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。)により提供するものとする。</p> <p>また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保をいう。以下同じ。)により提供するものとする。</p> <p>イ～ハ (省略) (5)及び(6) (省略)</p>	<p>の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。)により提供するものとする。</p> <p>また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム <u>（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）</u>を使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保をいう。以下同じ。)により提供するものとする。</p> <p>イ～ハ (同左) (5)及び(6) (同左)</p>